

令和元年9月2日

由仁町議会

議長 熊 林 和 男 様

総務文教常任委員会

委員長 羽 賀 直 文

総務文教常任委員会道内行政視察報告書

本委員会は、道内行政視察を次のとおり終了したので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 視察事項

- ・八雲町における小中一貫教育の取組について
- ・せたな町におけるふるさと納税の取組について

2 期 日

令和元年8月6日（火）・7日（水）

3 視察地

渡島管内八雲町・檜山管内せたな町

4 派遣議員

羽賀 直文・加藤 重夫・佐藤 英司
平中 利昌・後藤 篤人

5 随行職員

議会事務局長

6 視察内容

別紙のとおり（報告書文責 委員長 羽賀 直文）

八雲町における小中一貫教育の取組について

○八雲町の概要

現在の八雲町は平成17年に檜山管内の旧熊石町と旧八雲町が合併して新八雲町が誕生しました。太平洋と日本海の二つの海をもつまち八雲町。その豊かな自然のなかで営まれる漁業と農業は、基幹産業として地域経済を支える基盤となっています。

7月末の人口は16,409人。漁業では、太平洋側でのホタテの養殖が、日本海側の熊石地区ではアワビの養殖が有名であり、また酪農も盛んで早くから西洋式農法を導入したことで「北海道酪農発祥の地」と言われており、道南随一の規模を誇っています。

○八雲町「小中一貫型コミュニティスクール」導入推進構想

・目標設定の理由

八雲町は太平洋から日本海にまたがる広大な面積に5中学校区（5つの中学校、11の小学校）が点在しています。各地域、歴史や文化、産業が異なり、住民の教育に対する願いや思いも少なからず差異がみられます。

また、近年若い世代の人口の流出や少子化による児童生徒の減少により、地域コミュニティは衰退の一途をたどり、学校は小規模化しています。こうした中、地域創生の活力を生み、すべての児童生徒に義務教育として一定の教育水準を保証し、生きる力を育むためには学校・家庭・地域・行政がより連携して教育の推進に当たる必要があると考え、上記の目標を設定し、学校・家庭・地域が密接に学校経営に関わり、地域全体で学校を支え、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みを構築しなければならない。としています。

・全体構想

(1) 各中学校区の中学校を中心に「小中一貫教育」（分離型）を推進する。

（いわゆる小中一貫教育）

(2) 各中学校区に「学校運営協議会」を設置し、「小中一貫した学校運営」を行う。

（いわゆるコミュニティスクール）

・小中一貫型コミュニティスクールを進める魅力

(1) コミュニティスクールの魅力

- ① 子どもにとっての魅力
- ② 保護者にとっての魅力
- ③ 学校の教職員にとっての魅力
- ④ 地域の人々にとっての魅力

(2) 小中一貫を進める魅力

- ① 子どもにとっての魅力
- ② 教師にとっての魅力

・学校運営協議会設置の目標

学校運営協議会を設置した中学校区の所在する地域の住民、その中学校区の学校に在籍する児童生徒の保護者が、その地域の小中学校の運営に積極的に参画することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層進める。

○視察を終えて

今回説明を受けた中で、落部地区は当町と同じ一つの小学校と一つの中学校であり、教育開始のほぼ一年前には、落部小中学校教職員・落部小中学校保護者・落部地域関係者への落部地区「小中一貫コミュニティスクール導入説明会」を開催、更には地区の導入準備委員会の設置、職員研修の実施や先進地視察を行うなど、念入りに準備を進めていたことがうかがえました。また、町教委としても、全国的な先進地で10年以上前から特区として取り組んできた埼玉県八潮市を視察しています。また、地域独自の取り組みとして体験的な学習機会の提供やカレイの干物作り体験、田植え体験など教科における専門的な知識・技能の提供など地域や保護者による学校支援も行われていました。

せたな町のふるさと納税事業の取組について

○せたな町の概要

せたな町は北海道の南西部、日本海に面した桧山振興局管内の北部に位置し、総面積は、638.67km²で本年5月1日現在の人口が7,859人の1次産業が基幹産業の町であります。

平成17年9月にいわゆる平成の大合併により、北桧山町、大成町、瀬棚町が合併して誕生した町であります。

豊かな自然のもと農業、畜産をはじめ、総延長78kmの海岸線を有する漁業が盛んで、寄附金の返礼品も豊富な海産物を中心として乳製品やお米などバリエーションに富んでいます。

○ふるさと納税事業の経過

せたな町では、平成20年のふるさと納税制度開始以来、頂いた寄附金を担い手育成基金など6つの基金に積み立てて活用してきました。寄附者には希望があれば町広報誌でその公表を行っていましたが、寄附額に応じた特産品等の返礼品の贈答は行っていませんでした。平成27年7月に町内産業の活性化や寄附を行った方に対して特産品等を贈呈するため、せたな町ふるさと応援寄附金推進事業として開始しました。

・これまでの取り組みについて

(1) 寄附の促進に係る取り組み

1) 返礼品提供事業者と連携による寄附の促進

- ・参加事業者数及び返礼品の数を増やし、寄附の促進を図りました。
- ・参加事業者 (当初) 6業者 現在 11業者
- ・返礼品の数 (当初) 74品目 現在 207業者

2) 寄附受入区分及び寄附金の使途の拡大

- ・寄附受入区分及び寄附金の使途を増設し、寄附機会の拡大を図りました。
- ・寄附金区分 (当初) 4区分 現在 5区分
- ・寄附金使途 (当初) 6項目 現在 7項目

3) PRチラシの作成

4) 代行寄附情報の入力サービス

(2) 業務効率化の推進

1) 寄附受領証明書等の発行発送委託

- ・担当職員による、寄附受領証明書等の作成及び発送作業を業務委託し、業務の

効率化を図りました。

(3) その他

- 1) 返礼品配送に係る改善
- 2) 返礼品金額及び地場産品の見直し

・寄附件数及び寄附金額

年度	件数	金額	備考
平成27年度	5,345	74,470,000	
平成28年度	18,052	199,240,000	
平成29年度	28,343	306,142,100	
平成30年度	14,276	176,515,000	
令和元年度	2,166	27,830,000	4～6月

・現状と課題について

(1) ワンストップ特例申請書の処理

ワンストップ特例申請は、寄附者にとって便利な制度であるため、申請件数が増える一方で、寄附が集中する11月～12月の繁忙期には残業時間の増加や休日対応もせざるを得ない状況など、対応業務の負担について課題となっています。

(2) PR活動や魅力ある返礼品開発

町の魅力や認知度を高めるPR活動、寄附を頂く方に喜んでいただく魅力ある返礼品開発や企画の強化が課題となっています。

(3) ふるさと納税に係る指定制度

現在、せたな町では、ふるさと納税の募集経費（返礼品費用、配送料、ポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する手数料等）が寄附受入額の5割を超えている状況です。来年度以降、総務大臣による指定を受けようとする場合、募集経費を5割以下にしなければならないため、早急に対応が必要となっており、返礼品提供事業者との調整が課題となっています。

○視察を終えて

どの自治体でも同じでしょうが、ふるさと納税本来の目的である自分に所縁のある自治体や、応援したいと思う自治体に寄附するというより、どの自治体の返礼品等がお得

感があるのかが優先され、また自治体もより多くの寄附者を募るために過激な返礼品競争に走ったことから、総務省の通知、指定制度の運用等により殆どの自治体が横一線に並ぼうとしています。やはり海産物や肉類、乳製品、果物、米等豊富なバリエーションを揃えられる自治体は有利だと感じました。

今回視察させていただいたせたな町は海産物が一番の人気筋ですが、寄附者のニーズに合わせて実に多くのラインナップを取り揃えて対応している点等には感心しました。

また、ワンストップ特例申請書の処理等、全国の自治体で苦慮する点等は国に働きかけ、人員を割くこと無いよう、より簡素化出来るようにすべきだと思います。

今回視察にあたり、対応して頂きましたせたな町の関係各位に感謝申し上げ、視察報告といたします。

以上、総務文教常任委員会道内行政視察報告といたします。

(報告書文責 委員長 羽賀 直文)